

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 6 年 7 月 25 日

愛媛県東予地方局長

客本 宗嗣

1 入札に付する事項

(1) 件名

- ①愛媛県今治保健所車両（軽乗用電気自動車）賃貸借契約
- ②愛媛県今治保健所車両（軽商用電気自動車）賃貸借契約

(2) 賃貸借に係る物品及び数量

- ①軽乗用電気自動車 1 台のメンテナンスリース
- ②軽商用電気自動車 1 台のメンテナンスリース

(3) 契約期間

- ①賃貸借期間：車両登録日を始期とする 5 年間
（車両登録日は令和 6 年 1 2 月 2 日（月）以降とすること。）
- ②賃貸借期間：車両登録日を始期とする 6 年間
（車両登録日は令和 7 年 2 月 3 日（月）以降とすること。）

(4) 賃貸借の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(5) 納車期日

- ①令和 6 年 12 月 5 日（木）
（車両登録日から 3 日以内（土・日・祝日を除く。）に納車。）
- ②令和 7 年 2 月 6 日（木）
（車両登録日から 3 日以内（土・日・祝日を除く。）に納車。）

(6) 納車場所

愛媛県東予地方局今治支局（今治市旭町 1 丁目 4 番地 9）

(7) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。（詳細は入札説明書による。）

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に営業拠点を有していること。
- (3) 車両のメンテナンスリースを実施できる者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (5) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にいない者であること。

3 入札等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県東予地方局健康福祉環境部今治支局企画課
〒 794-8502
愛媛県今治市旭町 1 丁目 4 番地 9
電話 0898-23-2500（内線 363）

(2) 入札説明書の交付方法

(1) に掲げる場所で交付または愛媛県ホームページからダウンロードする。交付時間は、土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(3) 入札の日時及び場所

- ① 令和 6 年 8 月 8 日（木）午後 2 時 00 分
 - ② 令和 6 年 8 月 8 日（木）午後 2 時 30 分
- 愛媛県東予地方局今治支局 4 階大会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則第 135 条から第 137 条による。

- (3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を次の期限までに提出しなければならない。なお、東予地方局長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和 6 年 8 月 2 日（金）午後 4 時 00 分

提出場所：上記 3（1）に記載の場所

イ 入札書は封印し、3（3）の提出日時に提出しなければならない。

- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則第 152 条から第 154 条による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した賃貸借契約を履行できると東予地方局長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。